

春日井市都市景観表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市景観条例（平成6年春日井市条例23号）第25条の規定に基づき、春日井市内において都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件（以下「建築物等」という。）及び都市景観の形成に関する運動を推進し、その他都市景観の形成に貢献している者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかの要件を満たすものについて都市景観賞を贈る。

(1) 次のいずれかの要件を満たす建築物等

ア まちの景観づくりに貢献し、新しい都市景観の創造に資するもの

イ 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に寄与するとともに、それらと調和しているもの

ウ その他都市景観の形成に寄与しているもの

(2) 景観形成に著しく貢献したと認められる活動、行為等を行った団体等

(選定手続)

第3条 都市景観賞は、市民等の推薦、所有者、設計者及び施工者等の応募並びに春日井市都市景観賞選考委員会の委員の推薦があったものの中から、同委員会の審査及び選考により、選定するものとする。

2 前項の推薦又は応募を受けるに当たり、市長はあらかじめ建築物等の種類、用途、完成年次等の条件を付することができるものとする。

(委員会)

第4条 表彰を公正かつ適正に行うため、春日井市都市景観賞選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し都市景観について、経験と知識を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。